

コンビニエンスストアで納付できる 市税・料金が拡大します

問 固定資産税・市県民税・国民健康保険税 収納課 ☎72-2111内線132・133・134
介護保険料 介護保険課介護保険係 ☎72-2111内線452・453
市営住宅使用料・市営住宅駐車場使用料 都市計画課建築指導係 ☎72-2111内線353・354

市では、昨年から下水道使用料と軽自動車税のコンビニエンスストア（以下、コンビニ）での収納受付を開始しました。4月からは、新たに固定資産税・市県民税・国民健康保険税・介護保険料・市営住宅使用料・市営住宅駐車場使用料が順次コンビニで納付できるようになります。

これまで市役所か金融機関などの窓口支払い、または口座振替しかできませんでしたが、納付書に記載しているコンビニであれば、いつでもどこでも納付できるようになります。

新たにコンビニ納付できる市税等および開始日

種 類	開始日
固定資産税	4月1日～
市営住宅使用料	
市営住宅駐車場使用料	
市県民税	6月1日～
国民健康保険税	7月1日～
介護保険料	

納付できるコンビニ

セブン-イレブン、ローソン、ミニストップ、ファミリーマート、ポプラ、デイリーヤマザキ など

※納付できるコンビニは納付書の裏面に記載

コンビニでの納付の注意点

- コンビニで納付した場合、納付の確認ができるまで最大で2週間程度かかり、金融機関で納付した場合と比べて時間がかかる場合があります。早急に納税証明書などが必要な場合は、コンビニで納付した際の領収書を収納課へ持参してください
- 次の場合はコンビニで納付することができません
 - ①納付書に記載されている納期限またはコンビニ支払期限を過ぎた場合
 - ②納付書にバーコードが印字されていない場合
 - ③納付書の破損、汚損などによりバーコードが読み取れない場合
 - ④各期の金額が30万円を超える場合
 - ⑤納付書の内容を訂正した場合

4月から児童扶養手当額が改定されます

問 子育て支援課児童家庭係 ☎72-2111内線474

児童扶養手当の支給額は、毎年物価水準に基づき見直されています。

平成27年4月分（平成27年8月支給分）から、次のとおりに変更されます。

児童扶養手当月額 ※児童が4人以上のときは、1人増すごとに3,000円加算されます

平成26年度

区 分	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	41,020円	46,020円	49,020円
一部支給	9,680円 ～41,010円	14,680円 ～46,010円	17,680円 ～49,010円

平成27年度

区 分	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	42,000円	47,000円	50,000円
一部支給	9,910円 ～41,990円	14,910円 ～46,990円	17,910円 ～49,990円

◇児童扶養手当とは？

18歳以下の児童を養育している母子・父子家庭などに対し、生活の安定と自立の促進のために支給される手当です。

中学生の入院医療費助成が始まります

申問 国保年金課医療年金係(本館1階) ☎72-2111内線422

市では、子育て支援の充実を図るため、小学生の入院医療費を助成する子ども医療費助成制度を実施しています。平成27年4月診療分からは、新たに中学生も対象となります。

子ども医療費助成制度

自己負担額 入院 1日500円(月7日分まで)

※保護者の所得制限あり(児童手当に準拠)

医療証 発行しません

申請方法 医療機関での医療費精算後、市に領収書を持参し、申請してください。翌月に、自己負担との差額を振り込みます。

※入院時の食事代や差額ベット代など保険適用を受けない費用は除きます

対象 小学1年生～**中学3年生**

助成を受けることができる人

- ・市内に住所がある人
- ・健康保険に加入している人
- ・生活保護を受けていない人
- ・ひとり親家庭等医療の対象でない人
- ・子どもの保護者の前年の所得が児童手当所得制限限度額以下の人

申請に必要なもの

- ・本人(小・中学生)の健康保険証
- ・医療機関の領収書
- ・通帳(口座番号がわかるもの)
- ・印鑑
- ・限度額認定証(持っている人のみ)

所得制限の目安(児童手当所得制限限度額)

扶養人数	所得制限限度額(給与収入)
0人	622万円(833万3,000円)
1人	660万円(875万6,000円)
2人	698万円(917万8,000円)
3人	736万円(960万円)
4人	774万円(1,002万1,000円)
5人	812万円(1,042万1,000円)

小・中学生が入院したら、領収書は必ず保管してください。申請に必要です。

※次の書類は、該当する場合に必要です

○高額療養に該当する場合

- ・健康保険からの「高額療養費支給決定通知書」

○付加給付がある場合(健康保険組合、共済組合など)

- ・療養費支給申請書

○診療した年の1月1日に保護者が市内在住でない場合

- ・源泉徴収票や確定申告の写しなど所得がわかるもの

インターネット公売を行います

問 収納課 ☎72-2111内線132・133・134

市では、市税などの滞納により差し押さえた財産を、ヤフー株式会社が運営する「Y A H O O ! 官公庁オークション」でインターネット公売を行っています。

インターネット公売とは、国税徴収法などにに基づき、各行政機関が税金などの滞納者から差し押さえた財産をインターネット上で売却する方法です。インターネット公売で落札された物件の買受代金は、滞納者の未納税金などの支払いに充てられます。

参加申込期間

4月10日(金)／午後1時～27日(月)／午後11時

入札期間

5月8日(金)／午後1時～10日(日)／午後11時

※参加の際は、「小郡市インターネット公売ガイドライン」をよく読み、参加してください

※詳細は、市ホームページ→「暮らし」→「税金」→「インターネット公売」を確認してください

住宅用太陽光発電システム設置にかかる費用を補助します

☎生活環境課環境係 ☎72-2111内線152

市は、太陽光発電システムを自宅に設置する人に補助金を交付します。
詳細は、市ホームページまたはお問い合わせください。



受付開始日 4月1日(水)～

※工事の着工前(システム付建売住宅の場合は引渡し前)に申請してください

補助件数 予算780万円の範囲内で補助(130件程度)

※市ホームページに受付件数を掲載します

補助金額 太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり2万円(上限額6万円)

対象 市町村税の滞納がなく、次のいずれかに該当する人

- ①自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する人(既存住宅)
- ②市内に自ら居住する住宅の建築に併せ、太陽光発電システムを設置する人(新築・改築)
- ③市内の太陽光発電システムが設置されている住宅を自ら居住するために購入する人(建売)

※以前に同一のシステムに対する市の補助金を受けた人は対象外

対象システム 次の要件を全て満たすシステム

- ①設置前(システム付建売住宅の場合は引渡し前)で、未使用のもの
 - ②電力会社の配電線と連系し、自家用を超える余剰分を電力会社に売電できるもの
- ※全量売電は対象外

「巡回介護相談」を始めます

☎介護保険課高齢者サービス係 ☎72-2111内線454

介護や高齢者福祉サービスなどに関する相談窓口「巡回介護相談」を開始します。毎月第2日曜日と第4水曜日に、おごおり情報プラザと各校区公民館などで、市が委託する在宅介護支援センターの職員が相談に応じます。相談は無料で、プライバシーは厳守します。※予約不要(先着順)

相談日時および場所

①日時 毎月第2日曜日

〔4月12日、5月10日、6月14日〕
〔7月12日、8月9日、9月13日〕
10月11日

午前10時～午後4時

会場 イオン小郡ショッピングセンター内
おごおり情報プラザ

②日時 毎月第4水曜日 午前10時～午後4時

会場

日程	会場
4月22日	くろつち会館(立石校区公民館)
5月27日	ふれあい館三国(三国校区公民館)
6月24日	小郡交流センター
7月22日	ひまわり館東野(東野校区公民館)
8月26日	御原校区公民館
9月23日	生涯学習センター
10月28日	味坂校区公民館

※居住地に関係なく、どこの場所でも相談は可能です

在宅介護支援センターとは？

高齢者の在宅介護などに関する相談を受け、情報提供や関係機関との調整を行う、市が委託した事業所です。

また、民生委員・児童委員や地域の方々と連携を図りながら、日常生活の支援が必要な高齢者に対して訪問なども行っています。

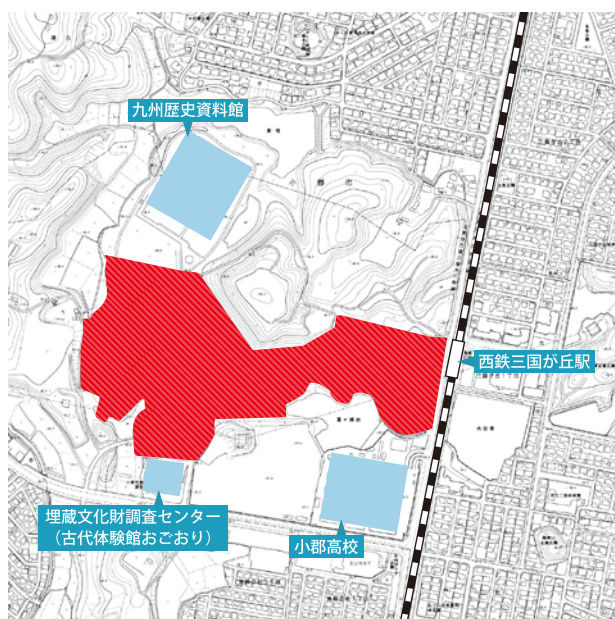
小学校通学区域変更のお知らせ

問 教務課教務係 ☎72-2111内線512・514

4月1日から次のとおり小学校の通学区域が変更となります。この変更は、小郡市立学校通学区域審議会の答申を受けて、教育委員会が行うものです。

なお、中学校の通学区域は変更ありません。

対象地区	筑後小郡簡保レクセンター跡地
変更後	のぞみが丘小学校
変更前	三国小学校



※概略位置を示した参考図です。詳細はお問い合わせください

緊急経済対策住宅改修工事費補助事業は終了しました

問 商工・企業立地課商工観光係
☎72-2111内線142

平成24年度から地域経済の活性化を図るために実施していた、緊急経済対策住宅改修工事費補助事業は平成26年度で終了しました。

なお、平成27年度は地域消費喚起による商工業の活性化を目的として、住宅リフォーム券発行事業を予定しています。

詳細が決定次第、広報紙や市ホームページなどで事前にお知らせします。

生活困窮者への支援制度が始まります

相談窓口 問 小郡市社会福祉協議会
(あすてらす内) ☎73-1120

市では、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的支援などを目的とした次の事業を、4月1日から小郡市社会福祉協議会へ委託して実施します。

◆生活困窮者自立相談支援

生活困窮者の自立を促進するため、相談支援員などが面接相談や就労支援などさまざまな支援を行います。

◆住宅確保給付金に関する相談

住宅確保給付金とは、住宅を喪失するおそれがある求職者に対し、家賃の一部を助成するものです(対象の要件があります)。この給付金についての相談などを行います。

※相談は随時受け付けます。詳細は、社会福祉協議会へお問い合わせください

コミュニティバスの路線、ダイヤを変更します

問 商工・企業立地課商工観光係
☎72-2111内線142

4月1日から、①古飯・今朝丸ルート②端間・大原ルート④下岩田・乙隈ルート⑤東野・美鈴が丘ルートの路線を一部変更します。

また、バス停新設、ルートの変更に伴い時刻も改正します。

※小郡市コミュニティバス路線図・時刻表は広報おごおり3月15日号に折り込み、全戸配布しています

※詳細は、バス停、小郡市コミュニティバス路線図・時刻表、市ホームページでご確認ください

